

(様式第 16 号)

公 告

このたび、鈴田・内倉地区水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型）の計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項で準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定に基づき、この旨を公告するとともに、変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供します。

なお、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法は下記のとおりですので、意見のある方は同条第 9 項の規定に基づき意見書を提出してください。

令和 8 年 1 月 30 日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

記

1. 縦覧に供する書類の名称

事業計画変更概要書

鈴田・内倉地区 水利施設等保全高度化事業

畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型）

（区画整理工）（農業用排水施設工）

2. 縦覧の期間

令和 8 年 1 月 30 日から令和 8 年 2 月 19 日まで

3. 縦覧の場所

平日：大村市役所 農林水産部 農林水産整備課

土日祝日：大村市役所 本館 当直室

4. 意見書の提出方法等

（1）提出先

① 郵便

〒854-0071

長崎県諫早市永昌東町 25-8

県央振興局農林部用地管理課

② ファクシミリ

(0957) 24-5324

③ 電子メール

s34430@pref.nagasaki.lg.jp

（2）提出期限

令和 8 年 2 月 19 日まで

（3）提出上の注意

①意見書の様式は自由ですが、必ず住所氏名を記載してください。

②意見書内容及び住所氏名等は、公表させていただく場合があります。

③電話でのご意見はお受けできません。